

令和2年度第2回地域安全まちづくり審議会部会 議事録概要

- 1 日時 令和2年7月21日(火) 15:00~17:00
- 2 場所 兵庫県立ひょうご女性交流館 会議室 501
- 3 出席者 委員：山下会長、坂本委員、瀬渡委員、水谷委員、道谷委員
県：松森県民生活部長、高永県民生活局長、神足地域安全課長
ほか
- 4 内容
議事：クロスボウに対する規制について

(事務局)

資料1～3に基づき説明

(委員)

- ・ 名称について、青少年愛護条例がクロスボウで、この条例がボーガンであれば混乱する可能性があるので、条例の中で青少年愛護条例のクロスボウはボーガンである等の付記をすれば分かりやすい。

(委員)

- ・ 一般的に使われている言葉を使うのが妥当だが、青少年愛護条例と整合を図る必要はある。それぞれの県条例で、同じものを別の言い方にしているのは好ましくない。できれば同じ名称の方が望ましい。
- ・ 青少年愛護条例と異なる基準についてはどう考えているのか。

(事務局)

- ・ 青少年愛護条例の $0.07\text{kgf}/\text{cm}^2$ は事業者を規制するための基準である。引き重量(ポンド)の表記は、国内で販売されているものにはほとんど記載があり、なくても県や個人でも測ることができるので、届出の判断としては適切である。

(委員)

- ・ 購入者はそれでよいが、事業者は2つ基準ができるので、その整合性についてはどうか。

(委員)

- ・ 青少年愛護条例の基準に該当するボーガンも存在しているのか。

(事務局)

- ・ 30 ポンド未満のボーガンは専門家からすれば、材質等の違いからボーガンの形をしたおもちゃであり、ボーガンとの位置づけではない。

(委員)

- ・ 事業者は、引き重量と初速の両方の基準をチェックしなければならないのは負担ではないか。
- ・ 0.07 kgf/cm²のボーガンはあるのか。青少年愛護条例で規制する必要はあるのか。

(事務局)

- ・ 0.07 kgf/cm²というのは、当たれば痛いという程度。目や弱いところに当たれば怪我をするという基準で、青少年愛護条例の規制対象となった。

(委員)

目に当たって怪我をするものを規制の対象としなくてよいのか。この条例から外すのであれば、説明がいてよいのではないか。

(委員)

- ・ 販売の際には、使用方法を明記させればよい。安全な使用、適正な管理の内容を購入者に伝えるべきである。
- ・ 威力の緩いものも、しっかりとした規制はできないのか。

(委員)

- ・ 30 ポンドと 0.07 kgf/cm²で、条例により基準が違うことは、もう少し整理した方がよい。

(委員)

- ・ 当たる場所によっては重大な傷害等を引き起こすものについて、規制の対象に取り上げなくてよいか。この条例が目指す、県民の安全安心を達成するには、30 ポンド未満のものをどうするか検討がいてよいのではないか。

(委員)

- ・ 販売等の手続において、事業者の台帳備付を3年間とする基準は何か。

(事務局)

- ・ 3年間を参考にしたのは、薬物濫用防止条例等である。事業者には責任を負わず期間として3年間としたが、もっと長い期間とすることも考えられる。

(委員)

- ・ 台帳はどのような時に使われるのか。

(事務局)

- ・ 事故等が起こった時に迅速に対応する、事故が起こった製品について購入者にいち早く連絡する、どのようなボーガンが市場に出ているかを把握する等のためである。

(委員)

- ・ 3年経てば購入者がわからなくなってもよいのか

(事務局)

- ・ 購入者からも届出を求めるので、そちらで対応できる。

(委員)

- ・ 備付年数に正解はないと思うが、事業者には過大な負担になってもいけない。
- ・ 台帳の備付は、ボーガンという危険なものを販売しているという意識付けが大きな意味を持つ。
- ・ 販売等の手続において、必要な事項の説明に使用方法を入れる方がよいと思うが、どのように考えているのか。

(事務局)

- ・ 取扱説明書を渡したり、インターネットの場合には、画面に表示して確認してもらうようなことを考えている。

(委員)

- ・ 実際に事業者は「何をすればいいのか、どういうことをしなければいけないのか」を明確にしておかないといけないのではないのか。

(事務局)

事業者には、条例の中身の説明や、こういうことを説明してくださいという文書を作成して、ホームページからダウンロードできるようにはしておきたい。

(委員)

- 兵庫県として、安全で適正な管理のために読んでくださいというだけで、販売する方も意識するし、買う方も意識すると思う。

(事務局)

- 県としては、そういったことも含めて、研修会を開催することになっているので、そこに集まっていた方には、きちんと取扱について説明し、メンテナンスについて等も含めて研修してもらおう。

(委員)

- 事業者が販売にあたって、どのようなことをどのように説明すればいいのか、県として明確にしてもらいたい。

(委員)

- 取得の届出の事項に「取得したものが 18 歳未満である場合はその保護者」とあるが、18 歳未満の者が取得することは青少年愛護条例で禁止されており、本条例で 18 歳未満の者が所持しているとは、どのような状況なのか。

(事務局)

- 県の事業者は販売できず、また他府県の青少年愛護条例でも販売を禁止されているが、海外からインターネットで買う、もしくは誰かからもらう、作るといったことがあり得る。

(委員)

- これでは 18 歳未満も所持して構わないという受け取り方をされかねないので、所持できないが、何らかの形で持つ可能性もあるので注意するように、という感じの工夫した記載にするべきである。

(委員)

- 条例について、丁寧な説明をしないといけない。丁寧に文書をつくっていただければ誤解をしなくて済むので、詳しい解説、説明をつくることを検討されたい。

(委員)

- 取得の届出の事項について、主な使用場所と使用目的を入れた方がよい。

- ・ 18歳未満については、例えば18歳に達するまでは保護者が預かるなどに入れられるとよい。
- ・ 安全な使用について、ボーガンを公園などの公共の場所で使用してはならないとしているが、自分の家から公園に向けて使用することも可能なので、「公園、道路、駅など公共の場所に向けて使用してはならない」ということも必要である。

(委員)

- ・ 未成年者が既に保有している場合はどうするのか。

(事務局)

- ・ 保護者に届出してもらうことになる。預かるという形がとれるかどうかだが、きっちりと保護者に管理してもらうのが望ましい。

(委員)

- ・ 未成年者の届出の義務は、未成年者、保護者のどちらに課されるのか。

(事務局)

- ・ 18歳未満の所有者が届出すると読めるので、検討する。

(委員)

- ・ どのような場合に報告を求めるのか、シチュエーションを想定して考えていた方がよい。

(委員)

- ・ 取得した者が県に届出することをきちんと行っていたら、販売事業者の台帳がなくても、県は情報を把握していることになる。

(委員)

- ・ そうすると、取得の届出の事項に、どこから購入したかを入れておかないとわかりにくいのではないか。
- ・ ボーガンには、一個ずつの製造番号は付いていないのか。

(事務局)

- ・ 安い商品には付いていない。製品番号はあるが個別番号はない。高い商品には付いているものもある。

(委員)

- ・ 製造番号があるものは、番号も届出した方がわかりやすいのではないか。

(委員)

- ・ 取得者が届出をするにあたり、どこまでの事項が必要かだが、購入先や製品番号まで必要だろうか。購入先の届出はあまり負担ではないと思うが。

(委員)

- ・ 廃棄の届出もするのだから特定した方がわかりやすい。

(事務局)

- ・ どこでどのように使うかについては、安全な使用等の中で、このような使い方をしてはいけない、ということの規定しようと考えている。
- ・ 事業者の台帳備付の意味は、事業者も危険な物を売るという意識を持ってもらうということである。
- ・ 取得者に届出を課しているのは、インターネット販売での購入者が多いので、取得した人、所持している人からの届出がないと全体を把握できない。

(委員)

- ・ 取得の届出について、どこから取得したかを規則で定めるのであれば、購入したところが違うとなれば、虚偽の報告になり、罰則の対象となる。もし定めるのであれば、そこまで考える必要がある。

(事務局)

- ・ どこから取得したのかは、今のところの案では必要がないと考えている。

(委員)

- ・ 青少年愛護条例と基準が違うのはどうか。
- ・ 事故等も起こり得るようなおもちゃのボーガンの扱いをどうするのか。条例の中に、30ポンド未満のものであっても、県としては使い方について注意喚起することを入れておくことも考える必要がある。条例に入れなくても、県としての対応を検討する必要があるのではないか。

(委員)

- ・ 安全な使用において、「ボーガンを発射するとき以外は、矢を装填してはな

らない」としているのはどういうことか。例えば、練習で構えるときでも必ず発射しなければならないのか。携帯するときに装填してはいけないということなのか。

(事務局)

- ・ 持ち運びや置いているときに矢を装填していると、間違っ発射したら困るので、その際は装填しないという趣旨だが、装填したら必ず発射しなければならないという逆の見方もできるので、この表現がいいのか検討する。

(委員)

- ・ 使用者等の責務における使用者等の概念であるが、使用すれば必ず所持するが、所持せずに使用することはあり得るのか。この所持は法律の占有になると思うが、持たずに使うことはあるのか。遠隔操作か。使用と所持を分ける必要があるのか。もしくは明確に分けるかどうかと思う。

(委員)

- ・ 所持者、使用者、取得した者が出てくる。これをどう使い分けているのか。

(委員)

- ・ その定義を明確にしている方がよい。使用者等で括っていいのか整理がいる。
- ・ 所持ということは、憲法でも民法でも占有のことであり、占有していなければ使えないので、所持者だけでも事足りる。ただ、所持者という言葉が、一般にわかりやすいかどうか。

(委員)

- ・ 人に貸す状況はあると思うが、それは想定していないのか。

(委員)

- ・ 借りた者が所持者になる。

(委員)

- ・ 所有権と占有権は法律では別になる。貸主は所有者で、借主は占有者であるが、占有者は所持者である。法律的には所持は占有のことであるので、明確にしておけば問題ない。

(委員)

- ・ 届出の場合は取得した者になるか。

(委員)

- ・ 届出義務は所有権のある者になる。借りた人は所有権のない占有者で、借りて使うということはある。

(事務局)

- ・ 取得の届出は、最初は所有した者と考えたが、所有したのがどの時点かわからず、取得した者であれば取得したことを時点で捉えられるので、取得した者とした。

(委員)

- ・ 取得して誰かにプレゼントした場合の届出はどうなるのか。

(事務局)

- ・ 取得した時点で届出して、贈与すれば、もらった人が届出、もしくは持っていた人は譲ったことの届出をする。

(委員)

- ・ 安全な使用と適正な管理は、県としては、法的義務だと理解していいのか。罰則の対象にはなっていないが、条例に基づいて使用者等に課される法的義務という整理でよいか。

(事務局)

- ・ 努力義務ではなく、法的義務と考えている。

(委員)

- ・ この条例は、ボーガンを使用または所持する者に対して、使用または所持するにあたって、安全な使用と適正な管理についての遵守を義務づけ、ボーガンの安全な使用及び適正な管理が図られることをねらっている。
- ・ 罰則は、直接的な違反に対する罰則はないが、例えば、軽犯罪法や県の迷惑防止条例等で、電車の中や公園でボーガンを使うことなどがあれば、別の法令や条例によって処罰の対象になる。罰則はそちらの方の適用によって対処できると考えており、罰則がないからといって、処罰されないというわけではない。

(委員)

- ・ 条例は難しい行政言葉が使われており、あなた方が守ってくださいと言われる割には、理解ができないことが多い。だから、今回、県の子どもたちや青少年にも訴えかけ、県民に啓発するならば、難しい言葉で意味深くではなく、わかりやすい明確な相手に伝わる言葉を使ってほしい。

(委員)

- ・ 条例ができたなら、パンフレットやチラシは、わかりやすいものを作ることを当然しないとイケない。

(委員)

- ・ 努力義務ではなく法的義務であることが、この条例を読んでわかるか。罰則が付いていない以上、それは努力目標になってしまうのではないか。

(委員)

- ・ 罰則があるなしではなくて、法的義務だということは、きちんとしておかないとイケない。それを前提で、条例を組み立てないと。単なる努力目標とか、守りましょうみたいなマナーもどきではイケない。

(委員)

- ・ これは努力義務ではなくて、法的な義務を課した条文だということを見てわかるようにする。そういう表現が必要である。

(委員)

- ・ この条例は、大きく二つの柱を立てている。
一つは、ボーガンを所持、使用する人に対して、届出をしてください、安全に使用してください、適正に管理してください、ということをきちんと守っていただく。特に安全な使い方、適正な管理については、守っていただかなければいけないことを条例で明記する。
そして、県も、使用者等に対して、必要な情報提供をきっちり行い、場合によっては研修等も行い、使用者に一方的にさせるのではなく、使用者がそれができるように、県としても支援をしていく、というのが大きな一つの柱である。
二つ目に、ボーガンを販売する事業者に対して、販売する以上は守っていただくことを明らかにし、義務づける。販売にあたって、購入者を確認し、それを管理台帳として記載、保管する。さらに購入者に兵庫県の条例でこういうこ

とが使用・管理で義務づけられ、そして、安全な使用、適正な管理は、こういうことに注意しなくてはならないということを説明していただく。それによって、ボーガンという危険性を持ったものを販売する者として、責任を自覚していただく。

そういう二つの柱を立てることによって、銃刀法のような厳しい規制を課することができるわけではないが、ボーガンが安全に使用され、適正に管理されることを確保する。安全な使用、適正な管理が行われることを通じて、県民の皆さん、地域の皆さんに対して、安心感を持っていただくことができ、安全安心を確保できる。そういう組み立て、構造の条例である。

条例自体としては、読んで楽しくわかりやすい日本語ではないから、条例の内容をパンフレット、チラシで、漫画やイラストみたいなものも入れて、事業者、使用者等、或いは広く県民の皆さんにわかっていただくという取組を、県としては行うということになる。

大きな骨組みというのはそういうことであろう。

最終的には、こういう条例ができることで、ボーガンに対して、県民の皆さんが今回抱かざるをえなかった不安が解消されることをねらっているわけであるし、解消されてほしい。